

令和 7 年度

進路のしおり



北海道網走養護学校キャリア支援部

令和 7 年 4 月改訂

目次

●小学部	
（１）小学部年間カレンダー	小１
（２）小学部の進路活動	小２
●中学部	
（１）中学部年間カレンダー	中１
（２）中学部の進路活動	中２
（３）中学部３年生の進学について	中３～４
（４）本校中学部の卒業生の進路状況	中５
（５）中学部の進路単元	中５～６
●高等部	
（１）本校高等部卒業生の進路状況	高１
（２）高等部年間カレンダー	高２
（３）高等部の進路活動	高３
（４）高等部現場実習について	高４
（５）高等部３年生生徒の卒業後の進路決定について	高４
●資料	
高等部卒業後の新しい生活のスタイル	資料１
地域での充実した生活に向けて	資料２
福祉施設（事業所）・学校の見学について	資料３
サービス利用までの流れ	資料４～８
障害者総合支援法における障害福祉サービス	資料９～１１

はじめに

『早めの行動』

「卒業までまだまだ・・・」と思っていると、すぐに進路決定の時期になってしまいます。小学部、中学部、高等部それぞれの段階で、将来の生活をイメージしながら考えていきましょう。

『たくさんの情報』

次の進路先を考えると、お子さんにとってどこに進むのが良い環境であるか、将来を見据えたうえでどうしていきたいかを視野に入れて、たくさんの選択枠をもつと良いと思います。たくさんの選択枠の中から進路を考えていきましょう。

『最後に』

障害のある児童・生徒にとっても、その年齢や立場によって、様々な「役割」があります。その役割を社会の中で発揮し、自分らしい生き方ができるように学校と家庭と地域が一体となって一緒に考えていきましょう。「夢」や「願い」はたくさんあってもいい。それが叶わないことがあっても、夢に向かうことで大きく成長できます。失敗を恐れずに前に進みましょう。（キャリア教育より）

小学部

(1) 小学部年間カレンダー

○保護者対象 ●児童対象

	低学年	高学年	
	1 年・2 年・3 年	4 年・5 年	6 年
4 月	○ 保護者懇談	○ 保護者懇談	○保護者懇談 （卒業後の進路に向けて）
5 月		○ 学校見学会、説明会 （5月頃から随時）	
6 月			
7 月			
8 月			
1 1 月			
1 2 月 ～ 1 月	○ 進路希望調査（1，3，5 年） （卒業後の進路に向けて）		
2 月 ～ 3 月	○ 保護者懇談 （進路に関する方向性の確認）		● 中学部体験※ 1 ○保護者懇談 ○ 中学部保護者説明会 ○● 進学に向けた準備

※1 中学部体験

小学部では6年生を対象に中学部の学習(職業や音楽、体育など)を体験する学習があります(児童にあわせて最大で2日間)

◆ 各種見学について

必要に応じて見学会や説明会、講演会の情報をお知らせいたします。

また、興味のある事業所やサービスの利用を考えている法人などございましたら見学会や情報の提供も行っておりますので、気軽に進路担当や担任に声を掛けて下さい。

◆ 進路についての説明会を予定しています。

(2) 小学部の進路活動

◆日々の生活が進路学習です。

小学部では、身辺自立や学習の基礎、コミュニケーションの力など、日常生活や授業を通じて将来の生活する力を身に付けていきます。

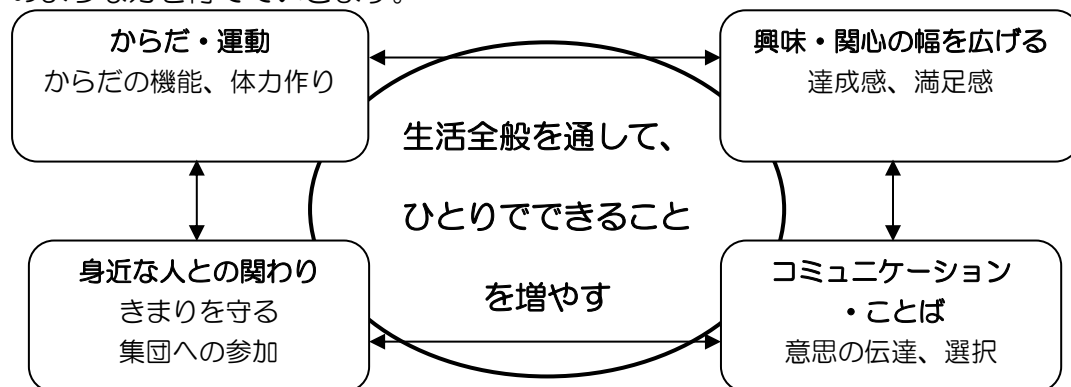
毎日の学校での学習、寄宿舍での生活、家庭での生活そのものが進路学習なのです。

◆小学部では

学校と寄宿舍、家庭が連携して基本的な生活習慣の確立を目指します。これまで継続してきたことを積み重ね、新しいことに挑戦していきます。

また、高学年では、中学部への進学も意識して学習に取り組んでいきます。

学校生活では、教科別の指導（生活、国語・算数、音楽、図画工作、体育、道德）、領域別の指導（自立活動、特別活動）などに取り組みながら、毎日の生活の中で以下のような力を育てていきます。



◆積極的な情報収集

学校卒業後の進路決定を円滑に進めるために、就労のことや生活のこと、将来のことについて考え、たくさんの情報収集をしておくことをお勧めします。

各種学校や各施設等の見学や新たな児童サービス利用を広げてみてはどうでしょうか。

◆福祉サービスの利用

福祉サービスの利用についても、早い時期から考えていくと良いでしょう。学校や家庭以外での活動の場を広げるとともに、事業所の職員さんにも、お子さんのことを知ってもらうために利用していきましょう。地域で生きていくためにとても大切なことです。

※事業所見学を行う際には、担任に一言ご連絡下さい。

中学部

(1) 中学部年間カレンダー

○：保護者対象 ●：生徒対象

	1 年生	2 年生	3 年生
4 月	○進路希望調査（春）※1		
5 月	○●進路説明会（全学年対象） ○個別懇談（進路懇談・1 年生は家庭訪問）		
7 月	●進路単元（仕事体験学習）		○入学相談（受検に関わる教育相談） ●進路単元（仕事体験学習）
8 月	○●事業所など見学（夏季休業を利用） ●進路単元（仕事体験学習）		○入学相談（受検に関わる教育相談） ●進路単元（仕事体験学習）
9 月	●進路単元（仕事体験学習） ○個別懇談（進路懇談）		○個別懇談（進路懇談） ○入学相談（受検に関わる教育相談） ●進路単元（仕事体験学習）
11 月			○願書請求届け提出 （進路希望先決定）
12 月	●進路単元（進路の学習：高等部体験）		●進路単元（面接の学習） ○入学願書記入提出（中旬）
1 月	○進路希望調査（冬）※1 ○●事業所など見学（冬季休業を利用）		●進路単元（面接の学習） ○●入学者選考検査 （1 月下旬）〈予定〉
2 月	●進路単元（卒業進級単元）		●進路単元（卒業進級単元） ○●入選合格発表 ○●入学意思確認（口頭） ○●入学意思確認書記入 ○個別懇談（進路懇談）
3 月	●進路単元（卒業進級単元） ○個別懇談（進路懇談）		●進路単元（卒業進級単元）

※1 進路希望調査

希望する進路の実現に向けて、進学先（学校見学、教育相談）や職場体験の希望先や生活の場など卒業後の進路について方向性を考え、学習活動に反映させるものです。

※この他に時期は未定ですが高等学校、特別支援学校（高等部）、高等養護学校等の学校見学会や学校説明会が予定されています。日程が決まりましたら情報提供させていただきます。

（２）中学部の進路活動

① 中学部の進路（ねらい）

- ・生徒一人一人の夢や願い、保護者の思いを大切にしながら、基本的生活習慣や基礎的知識、技能、態度などを育成し、地域での体験的な学習を通して社会参加の意識（意欲、所属感、振り返りなど）を高め、主体的に自己選択（進路、進学など）ができるように支援する。

中学部では、目標について以下のように実践する。

- 1、基本的生活習慣や基礎的知識、技能、態度などを育成する。
→各教科、自立活動などをはじめとする教育活動全般で指導を行う。
- 2、体験的な学習を通して社会参加への意識を高め、主体的に自己選択ができる。
→総合的な学習の時間（進路単元）を中心に指導を行う。

② 進路の実現に向けて

・中学部１年生のときには・・・保護者、本人への情報提供

卒業された保護者の言葉から「あっという間の３年間…早めの準備を…」とアドバイスをいただいています。中学３年生になって卒業後の進路決定を円滑に進めるために、この時期からお子さまの将来のことについて考え、就労施設や施設入所のことなど、たくさん情報収集をしておくことをお勧めします。各種学校や就労施設等の見学会参加や新たな福祉サービスの利用などを通じて情報の収集をしてみてもはどうでしょうか。

・中学部２年生のときには・・・保護者、本人への見学会、説明会への参加呼びかけ

中学部卒業後の具体的な進路を考えていきます。学校見学などは、各学校の生徒や授業の様子など、将来（本人）のスクールライフを考えるよい機会です。

・中学部３年生のときには・・・卒業後の具体的な進路決定

９月末までに進路希望先を決定します。中学部の卒業後はもちろんですが、その先の生活をイメージすることも大切になってきます。懇談などを通して卒業後のイメージが少しずつもてるようにしていきます。

③ 個別懇談（進路懇談）

個別懇談（進路懇談）につきましては各担任を通じて連絡いたします。この懇談では進路希望調査等をもとに進路の方向性を話しあうなど、入学を検討する学校についての相談や受検に関わる教育相談等の計画について考えていきます。

④ 学校見学

5月頃から、高等学校、特別支援学校（高等部）、高等養護学校などで「学校説明会・学校公開・学校見学会」が実施されます。このような機会を利用して、進路希望先の様子について実際に見学して、情報収集をするとよいと思います。また、本校高等部では、いつでも学校見学が可能です。

⑤ 事業所の見学

就労支援施設や利用を考えている福祉サービス事業所等の見学については、長期休業（夏休みや冬休み）にお子さまと一緒にいけることをお勧めします。また、見学会の案内や各事業所の情報なども提供していますので、進路担当や担任にご相談ください。

⑥ 入学相談（受検に関わる教育相談）

7月～9月にかけて中学部3年生が進学を希望する学校（高等養護学校、特別支援学校高等部）で実施している入学相談です。入学相談では入学希望生徒および保護者との面談や授業体験、施設見学等を実施しています。特別支援学校高等部や高等養護学校を受検するためには、必ず入学相談（受検に関わる教育相談）を受けなければなりません。本校の高等部を受検希望される場合も同様です。

⑦ 教育相談

各支援学校では、教育相談を実施しています。入学を希望するかどうかを迷っている場合など、子どもの進路希望のことや将来のことについて相談できます。授業や施設見学もできます。中学1・2年生でも教育相談はできます。

※これらのことについて情報が必要であれば、「中学部：進路担当」までご連絡下さい。

（3）中学部3年生の進学について（入学者選考検査への準備）

＜入学希望学校決定＞ （生徒、保護者）	・1学期末までに進路の具体的な方向性を決める必要があります。生徒や保護者のみなさんにとっても余裕をもって入学選考検査に向けて準備ができると思います。そのためにも1,2年生の時に学校見学等を行っていくことをおすすめします。
↓	
＜入学相談＞ 受検に関する教育相談 （生徒、保護者）	・受検を希望する学校で、学校見学と入学に当たっての相談を行います。（ <u>7月から9月</u> にかけて行うことを薦めています。）
↓	
＜入学希望学校確認＞ （生徒、保護者、担任）	・入学相談後、 <u>10月上旬の個別懇談まで</u> に進路希望先を決定し、 <u>12月中旬に配付する「願書請求依頼書」</u> に希望する学校名を記入し提出していただきます。この「願書請求依頼書」の提出をもって入学希望学校の最終意思確認とします。
↓	

<願書について> (進路担当、担任、保護者)	・12月上旬に北海道特別支援学校(高等部)入学者募集要項が発表され、それに伴い各支援学校の入学者募集要項が出されます。(ホームページより募集要項を閲覧することができます。) ・12月上旬に各学校の入学願書請求を進路担当が行います。 ・受検にかかわって、願書の記入方法、必要な書類、受検の内容を紙面で配布します。
<願書出願> (生徒、保護者、担任、中学部進路担当)	・生徒、保護者記入の必要書類については、2学期末までに提出していただきます。願書写真の撮影(各家庭で準備願います) ・出願については、1月上旬(冬季休業中)に進路担当が各校へ郵送または持参します。
<入学選考検査> (生徒、保護者)	・1月下旬 ・検査会場事前公開(入学選考検査前日) ・保護者の方も当日に保護者面接があります。
<合格発表> (生徒、保護者)	・2月中旬に各学校のホームページ掲載、本校高等部の合格発表では職員玄関にも合格者受検番号が張り出されます。
<入学意思確認> (生徒、保護者)	・合格発表翌日までに保護者と本人へ入学意志があることを口頭で確認します(学級担任)。その後、進学先より送られてくる入学意思確認書に記入し提出します。

* 上記は特別支援学校高等部、高等養護学校を受検する場合の日程です。高等学校を受検する場合は、日程が異なる部分がありますので、その際は個別にお知らせ致します。

* また、進学せず、施設サービスの利用や就職を希望される場合は、担任または、中学部進路担当までご相談ください。

（４）本校中学部卒業生の進路状況

① 過去３年間の中学部卒業生の進路状況

	卒業年度／卒業生数		
	R4／5名	R5／3名	R6／2名
進学	5	3	2
施設利用	0	0	0
在宅	0	0	0
就職	0	0	0

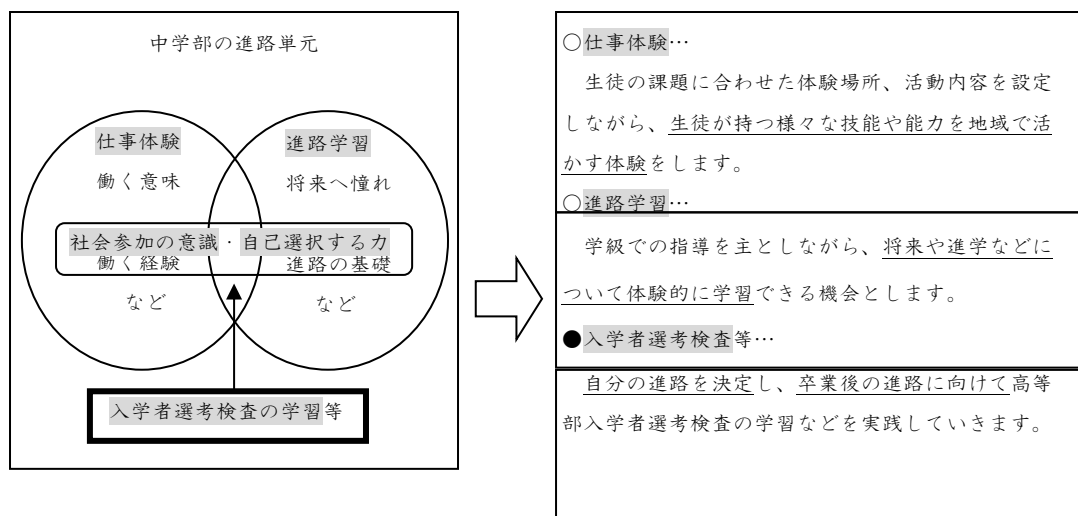
② 令和６年度卒業生の主な進路先

- ・北海道網走養護学校高等部重複障害学級

（５）中学部の進路単元（仕事体験学習・進路学習）

◆中学部の進路単元について

中学部ではキャリア教育において体験的に学ぶ学習として、仕事体験学習、高等部体験等を設定しています。これらの学習を通して、生徒一人一人の将来や夢に向けた「社会参加の意義・自己選択する力」を育んでいます。これらについて、学校と地域、関係機関、福祉施設等と連携しながら活動計画を企てし、実施をしています。



① 仕事体験学習

- ◎校外実習：夢の樹オホーツク、サンライズ・ヨピト、オホーツクきのこの里、障がい福祉サービス事業所ラポール、ハートステーション網走、IT 訓練システムなつ

※活動内容は訪問先の担当者と事前に打ち合わせをして個人に合わせて設定します。

② 進路の学習（高等部作業体験）

- ◎和紙づくり（ラミネートはがし、シュレッダー、計量など）
- ◎木材のやすり掛け など

※体験内容については、高等部と事前に打ち合わせをして個人に合わせて設定します。

③ 進路の学習（入学選考検査等の学習）

- ◎面接・課題の練習

④ 進路の学習（卒業進級の学習）

- ◎卒業・進級記念作品作り
- ◎卒業を祝う会

⑤ インターンシップ保険について

仕事体験学習を行う前に、財団法人産業教育振興中央会の賠償責任保険にご加入していただきます。これは、活動中の事故によって法律上の賠償責任を負った場合に補償される制度です。保険料は、1年間で250円です。（このほか振り込み手数料を含めると、300円程度になります）。保険料につきましては、例年学級費より支出させていただいております。※保険料はR6年度の実績で、予定金額です。

高等部

(1) 本校高等部卒業生の進路状況 (年度／卒業生数)

サービスの利用形態		R4年／3名	R5年／2名	R6年／3名
重症心身障害児・者施設入所		0	1	0
施設入所		0	0	0
日中の活動	就労移行支援	0	0	0
	就労継続A型	0	0	0
	就労継続B型	1	1	1
	地域活動支援センター	0	0	0
	生活介護	2	0	2
	日中一時	1	0	0
	在宅（ホームヘルプなど）	0	0	0
一般就労		0	0	0
間夜	グループホーム	1	1	3
	自宅、その他	2	0	0

※複数のサービスを利用している生徒もいるため、延べ人数となります。

令和6年度までの卒業生のおもな進路先

- ◎社会福祉法人網走桂福祉会サンライズ・ヨピト（網走市）
- ◎特定非営利活動法人海の貝（網走市）
- ◎特定非営利活動法人あばしりスポーツクラブ障がい福祉サービス事業所 ラポール(網走市)
- ◎社会福祉法人操愛会天都の杜（網走市）
- ◎特定非営利活動法人あくあ（網走市）
- ◎特定非営利活動法人オホーツクきのこの里（網走市）
- ◎社会福祉法人北海道療育園美幌療育病院（美幌町）
- ◎一般社団法人シャノワール（北見市）
- ◎株式会社AELL 涼風ホーム（北見市）

(2) 高等部年間カレンダー

○＝生徒対象、●＝保護者対象

	1 年生	2 年生	3 年生
4 月	●学級懇談 ●○進路希望調査（春）	●学級懇談	●学級懇談 ○個人面談
5 月	○●進路説明会		
6 月	●進路に関する懇談 ○現場実習先の決定	●進路に関する懇談 （現場実習先について） ○現場実習（1～4週間程度）	
7 月			
8 月			
9 月			○現場実習（1～4週間程度）
10 月			
11 月	○現場実習（1～4週間程度）		
			○待機者名簿への登録 （施設入所希望者のみ）
12 月	○個人懇談（3 年生は、進路先の最終確認）		
1 月	○●進路希望調査（冬）		○現場実習（予備日）
2 月	●進路に関する懇談		○●利用サービスの申請
3 月	○●進路に関する方向 性の確認	○●進路希望 先の決定	○進路先への訪問 （事前あいさつ及び契約）
備考	○●施設見学	○●就労アセスメント ●障害者支援区分認定調査	

※必要に応じて、上記の日程以外でもご要望があれば、進路に関する懇談をいたします。

◆就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメント

卒業後に就労Bのサービスを希望する生徒は、アセスメントを4週間程度受ける義務があります。（本校では、2年次もしくは3年次に実施しています。）

(3) 高等部の進路活動

◆卒業後の社会生活に向けて

高等部では、以下の目標を掲げて実践しています。

1. 日々の学習活動を通して、基礎的基本的な力を身に付ける
2. 体験的な学習を通して、卒業後の社会生活に必要な力をつける
3. 一人ひとりの将来に必要な情報を収集し、選択する力をつける

上記3つの目標を達成できるように取り組んでいます。(全ての学校生活・活動が進路につながっていきます。)

◆進路の実現に向けて

高等部1年生のときには

自分が、どのような仕事(作業)が向いているのか?得意なこと、苦手なこと、長い時間継続して作業をすることができるか?など、自分を知る。

高等部2年生のときには

現場実習(体験)を通じて、自分が将来生活する場所を選んで決める。

高等部3年生のときには

前提実習を通じて、卒業後の生活を体験する。

◆障害支援区分認定調査について

18歳になると、児童のサービスを利用できなくなり、社会人のサービス利用となります。そこで、障害支援区分認定調査を受けて、利用できるサービスなどが決められます。障害支援区分は、1から6までの段階に分けられます。数字が大きいほど支援が必要とされ、受けられるサービスが多くなります。

◆卒業後の生活をイメージして、在学中からサービスの利用や施設等の見学を

在学中に、様々な施設の見学や各種サービスを利用していくのも良いかと思います。お子様やご家庭にとって、どのようなサービスが必要なのか、利用していく中でたくさんの方が見えてくるかと思います。

各種サービスの利用を希望する場合は居住する市町村の福祉課に相談しましょう。サービス利用にむけた支給手続きは福祉課で行ってもらえます。

★学校、家庭、地域の連携・協力がとても重要になってきます★

高等部現場実習

◇1年生 1週間程度

◇2年生 2週間程度

◇3年生 4週間程度

日程・場所等の詳細につきましては、別途ご連絡いたします。

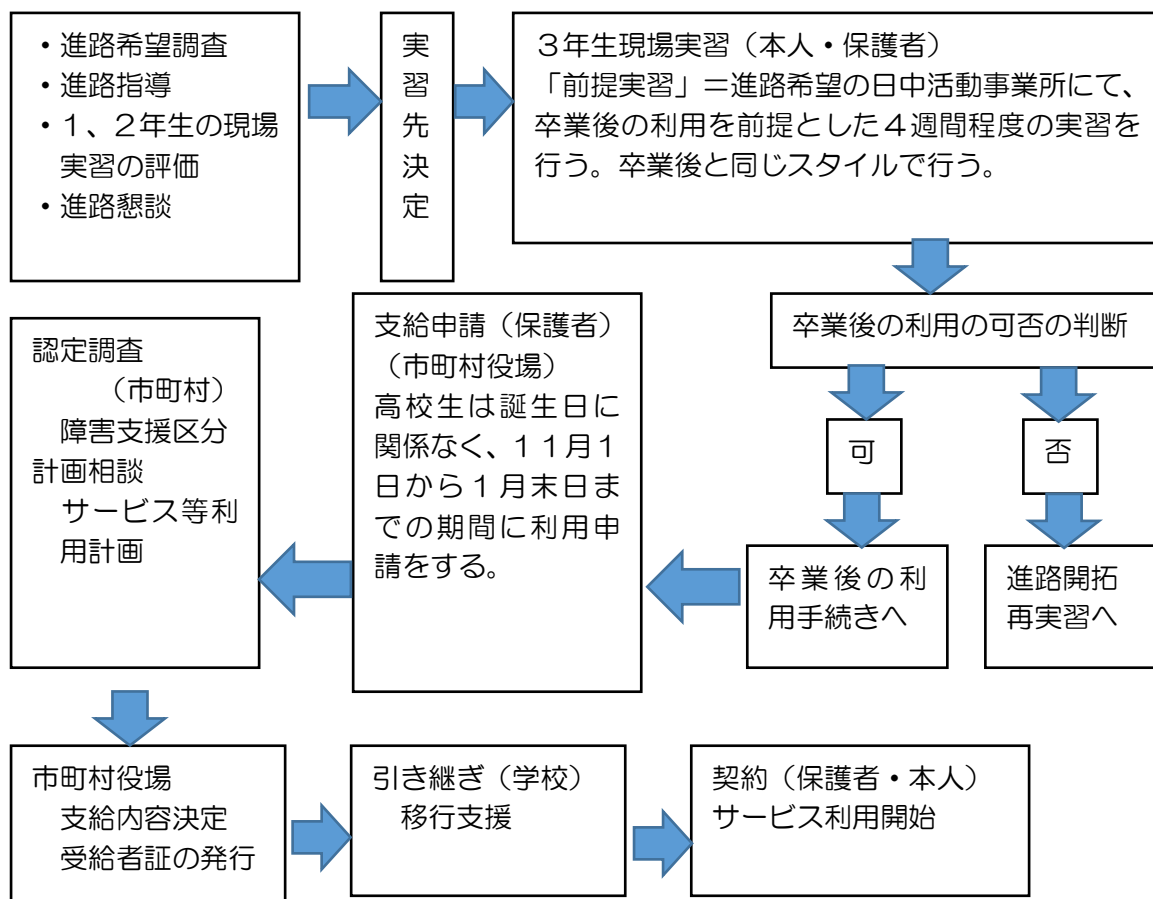
◇インターンシップ保険について

現場実習を行う前に、財団法人産業教育振興中央会の賠償責任保険にご加入していただきます。これは、活動中の事故によって法律上の賠償責任を負った場合に補償される制度です。保険料は、1年間で250円です。（このほか振り込み手数料を含めると、300円程度になります） ※保険料はR6年度の実績で、予定金額です。

◆高等部3年生生徒の卒業後進路決定について

高等部卒業後、先を見据えて本人やご家族が自分達に合う場所を見つけてください。週5日間の生活場所、土曜日・日曜日の生活等、具体的に検討していただきたいと思います。

○高等部3年生生徒の卒業後進路決定までの流れ（福祉サービスを利用する場合）



資料

高等部卒業後の新しい生活のスタイル

～どのサービスをどのように組み合わせて利用するか？

「日中どこに通って、何をするか？」

- 一般就労
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 就労移行支援（有期限）

- 生活介護
- 療養介護
- 自律訓練
- 地域活動支援センター
- 通う方法は？送迎はある？

「どこで生活するか？」

- *自宅
- *自宅以外
 - グループホーム
 - 施設入所

「ヘルパーさんの支援は必要？」

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 重度障害者包括支援

支援施設などを短期に
利用したい。

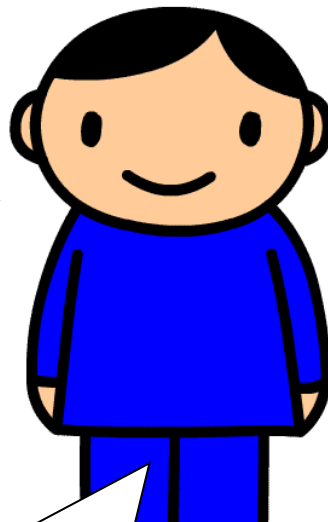
- ショートステイ
- 日中一時支援

経済支援

- 特別児童扶養手当（19歳まで）
- 障害者基礎年金（20歳から）
- その他

いろいろ相談したい

- 相談支援
- 計画相談支援
- 地域相談支援



○地域での充実した生活に向けて

福祉サービスを利用するときは、市町村役場での手続き、そして、サービス利用計画の作成など多くの手続きがあり、事業所との契約まで時間がかかります。必要なときにすぐ利用することができません。日常から福祉とつながることで、地域での充実した日々を過ごせようになる第一歩です。困ったときに助けてくれる福祉とのネットワークを在学中にぜひ作りましょう。

放課後、土曜日、日曜日、長期休業中に利用を検討してみてもいいかもしれません。

在学中から利用できる主な福祉サービスについて

障害福祉サービス名	内 容
放課後等デイサービス	小・中・高校生を対象として、放課後や夏休み・冬休み等、休みの日の遊びや、自分でできることを増やすための支援を提供します。長期休業中は、日中利用ができます。
日中一時支援	保護の必要な障害者(児)の介護家族の負担軽減等のため放課後や休日等の日中において障害者(児)を一時的に預かるサービスです。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で暮らす障害のある人が、一時的に福祉施設などに入所するサービスです。急な病気やけが、主な介護者である保護者が入院した時などに利用することができます。 <u>将来を見据えて、家族と離れる経験を行うことが大事です。</u> 保護者が入院した時などの緊急時に利用する場合、慣れている利用者であればすぐに受け入れてもらえます。受入れる事業所は、慣れている利用者であれば、多少難しい要望を聞き受け入れてもらえることがあります。そのような状況を作っておくとよいです。
移動支援	一人での外出が難しい人が出かけるときに、ヘルパー（家での生活の手伝いをしてくれる人）が付き添うサービスです。市町村によって利用対象になる人や利用のルールが異なります。例えば、ヘルパーと一緒にスーパーに行き食材を購入する手伝いをしてもらえます。

※ 詳しくは、各市町村福祉課におたずねください。

福祉施設（事業所）・学校の見学について

興味のある施設や事業所へ足を運び、実際に目で見て、肌で感じるのが最も確かな情報です。できれば、お子様と一緒に見学に行きますと、今後の利用の見通しがもてますし、施設側へのあいさつにもなります。施設や事業所を利用している方の表情や生活の様子、職員の支援などは、いくら話を聞いてもパンフレットを見ても分かりません。お子様の将来にとって考えるには、直接訪問するのが一番大切です。進路先を決定するのは、本人、保護者です。進路担当や担任は相談に乗り、一緒に考えていきますので、何かありましたらご相談ください。

◆見学の際には次のポイント参考にしてみてください

- ①お子様が利用した場合を具体的にイメージしてみる
→作業内容、活動内容、余暇活動、食事、送迎など
- ②わからないこと、気になることは職員さんに質問してみる。
→お子様に合った支援をしてもらうために必要なことなど

◆希望がありましたらすぐに相談をしてください

- ①通所施設・入所施設、その他の事業所見学の場合
→はじめに、学級担任に見学希望先を伝えてください。学校から進路担当が見学希望先に連絡をして日時などを調整します。見学はいつでも可能だと思うのですが、行事等で忙しい時期もあるので、事前の確認は必要になります。
また、児童・生徒がいく場合は、代休、長期休業中など可能な限り、授業がないときをお願いします。
- ②学校見学の場合
→単置の高等養護学校の教育相談や説明会については、学校に案内が届き次第お知らせいたします。必要に応じてお申し込みください。

◆保護者の皆様へ（重要）

ご承知のこととは思いますが、施設への入所が大変難しくなっております。オホーツク管内だけでなくエリアを広げて見学することをお勧めしています。また、その他の事業所への通所も、定員の関係で希望通りにならないことがありますので、早めの見学をお勧めしています。

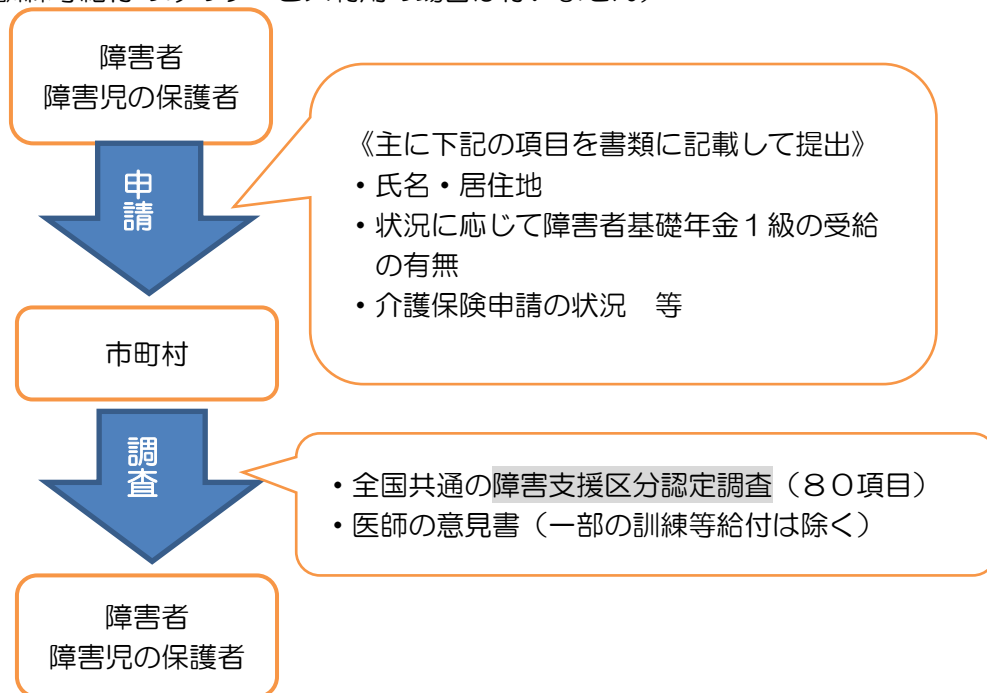
WAMNET（ワムネット）<http://www.wam.go.jp> に事業所の紹介が掲載しています。参考にしてみてください。

《サービス利用までの流れ》

申請手続きの流れ

介護給付・訓練等給付を利用するためには、市町村の窓口で支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。（市町村によっては違いがありますが、障害福祉課や障害保健福祉課など）

申請後は、市町村が支給するかどうかを決定するために、障害支援区分の認定を行います。（訓練等給付のみのサービス利用の場合は行いません）



《支給を決める認定調査の内容は3つ》

①概況調査

概況調査は、②の障害支援区分認定調査に併せて、本人と家族等の基本情報や、現在受けているサービスがあればその内容、家族からの介護状況が詳しく記載されます。

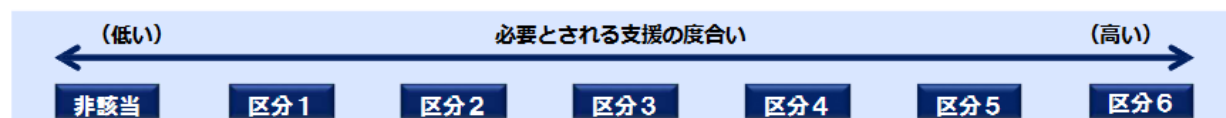
②障害支援区分認定調査

障害は程度によって区分に分かれ、サービスの種類・量（時間、日数）とも変わりますが、この障害支援区分を判定するために認定調査員は、申請のあった本人・保護者等（在学中に学校で行われ、担任・寄宿舍指導員を含めて）に面接をし、調査項目等について認定調査を行います。（このとき同時にサービスの利用意向を聞かれることもあります）

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

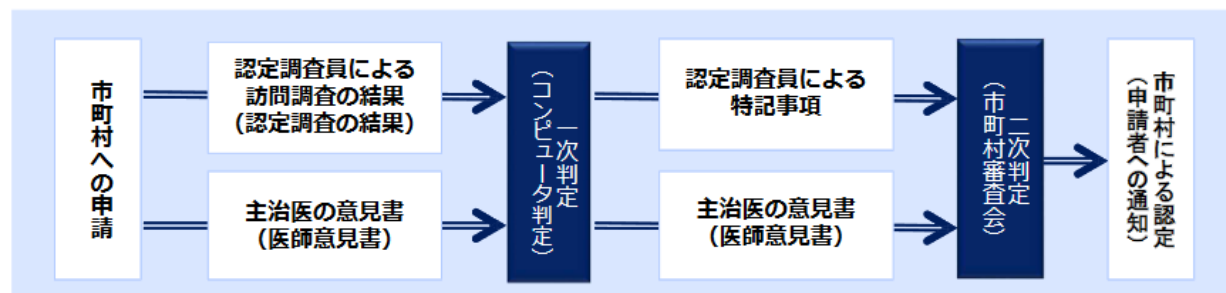
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



障害支援区分の認定調査項目（80項目）

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)				
1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗	
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行	
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下	
2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)				
2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿	
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理	
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危機の認識	2-12 調理	
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用	
3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)				
3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解	
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	—	—	
4. 行動障害に関連する項目(34項目)				
4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	—
5. 特別な医療に関連する項目(12項目)				
5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置	
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護	
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル	

各サービスと障害支援区分の対応（概略）

	訪問系					日中活動系			施設系	居宅支援系
	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障害者等包括支援	生活介護	短期入所	療養介護	施設入所支援	共同生活援助
非該当						50歳以上は区分2以上				
区分1	↑		↑				↑	対象者は区分ごとに別途規程有り	50歳以上は区分3以上	↑
区分2	↑		↑				↑			
区分3	↑		↑	↑		↑	↑			
区分4	↑	↑	↑	↑		↑	↑	↑	↑	
区分5	↑	↑	↑	↑		↑	↑	↑	↑	
区分6	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑

※上記以外にも利用要件や加算要件、経過措置等があるため、詳細は各種規程等を確認してください。

25

（厚生労働省 HP より）

③特記事項

認定調査員が判断に迷うような場合は、現在受けているサービスの回数や頻度といった具体的な状況、判断の根拠について特記事項に記載されます。

介護給付を希望する場合

障害支援区分認定調査の実施後、介護給付を希望する場合は、一次と二次の2回の判定を通して障害支援区分が決定します。また、介護給付を希望する際には、医師の意見書が必要になります。（かかりつけの医師がいないからといって介護給付が利用できないわけではありません。その場合は申請した窓口の担当者に相談してみましょう）

訓練等給付を希望する場合

訓練等給付では、障害支援区分を認定する必要はありません。 手続き（共同生活援助で介護が必要な場合を除く）を経て、暫定支給が決定されます。これは短期間の支給のことで、利用者の最終的な意向の確認とサービスが適切かどうかの客観的な判断を行うための期間『暫定支給決定期間』を設けます。

サービス等利用計画とは

サービス等利用計画は、障害者（児）が、地域で生活をしていく際に、様々なサービスを適切に活用するための計画です。原則としてすべての障害福祉サービス利用者は利用計画を作成することが必要となります。利用計画は自分で作成することができるセルフプランというものもあります。

《利用計画作成のメリットは？》

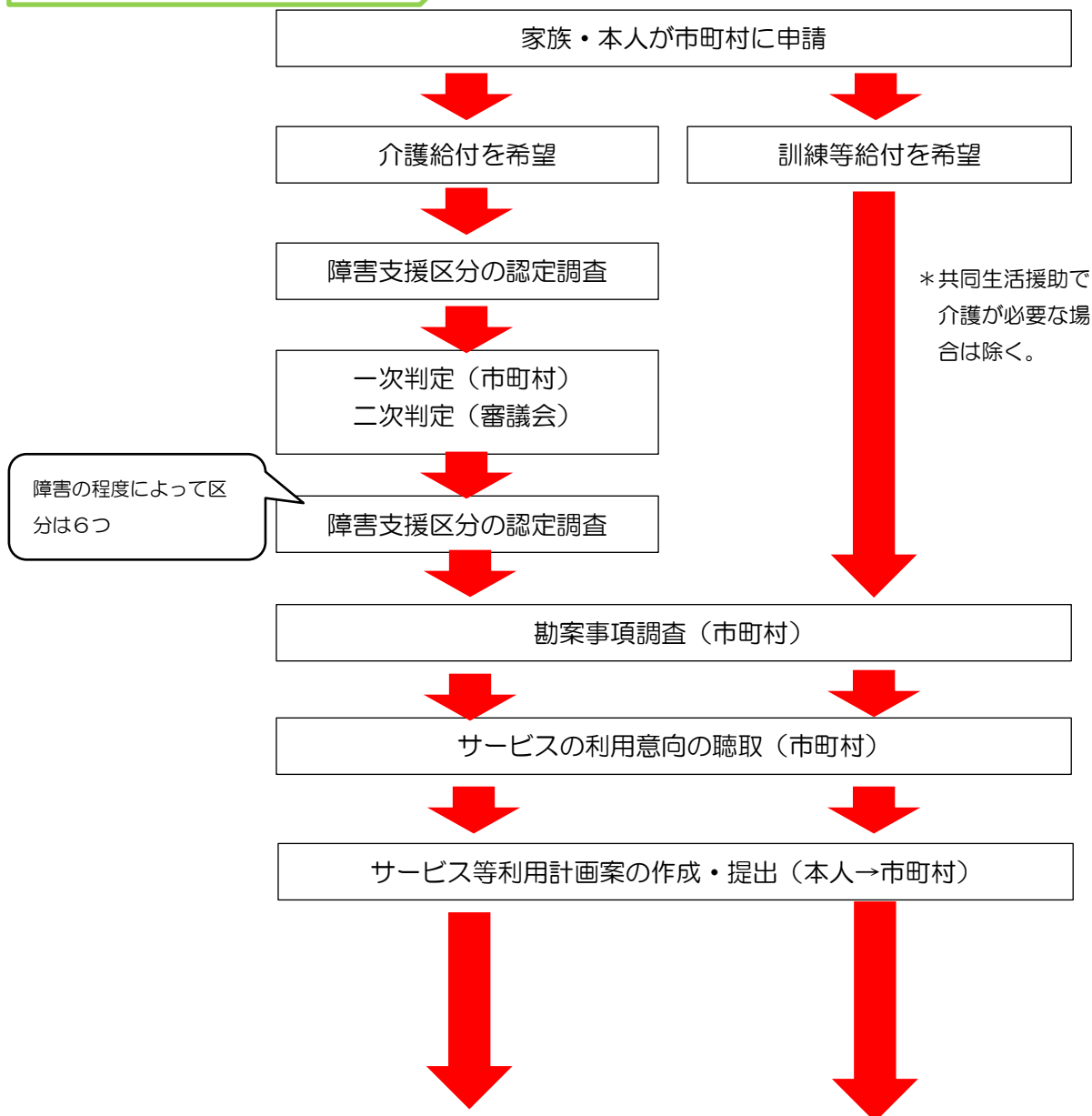
①本人中心のサービスであること

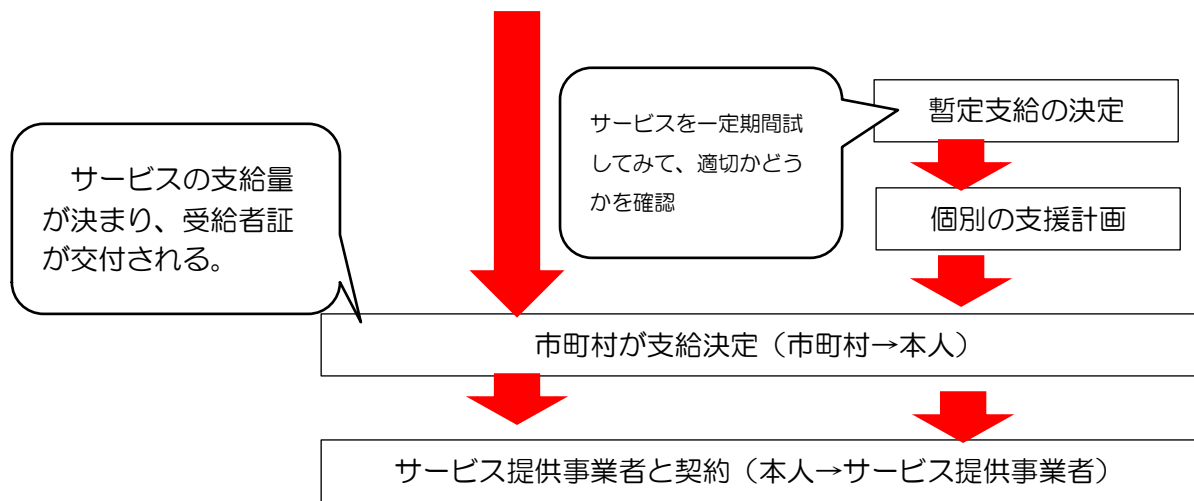
利用者本人の面接を通して、望む生活や希望するサービスを聞くことにより、計画に反映することが可能になりました。

②サービス一元化と情報共有が可能

ケアマネジメントの手法を用いて、本人はもちろん、家族や支援者等関わる全員が情報共有を行い、同じ方向を向いて支援していくようにします。ただし、情報共有すべきことと、しなくてもいいことについては、ケースバイケースですがプライバシーの侵害にならないように注意が必要です。

申請から支給決定までの流れ





《 障害者総合支援法における障害福祉サービス》

介護給付：障害のある方に対して、日常生活において必要不可欠な支援や自立した生活を
を来するためのサービス。

サービス名	サービス内容	対象者
居宅介護（ホームヘルプサービス）	入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービスです。身体介護中心、家事援助中心、通院等介助等の種別ごとに支給決定します。	障害支援区分1以上
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって、常時介護を必要とする方を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスです。	障害支援区分4以上
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者（児）につき、外出時において同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護または外出する際の必要な援助を行います。	同行援護アセスメント調査票の「1～3」のいずれかが1点以上、かつ、「4」の点数が1点以上
行動援護	知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する障害者（児）を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や外出時の移動の支援を行います。	障害支援区分3以上
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度の障害者（児）であって、その介護の必要の程度が著しく高い方を対象とした、居宅介護はじめとする福祉サービスの包括的支援です。	障害支援区分6以上
短期入所（ショートステイ）	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などの援助サービスです。	障害支援区分1以上
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助を行うサービスです。	障害支援区分5以上
生活介護	常時介護を要する障害者を対象とした、主として日中に障がい者支援施設などで行われる、入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供などを行うサービスです。	障害支援区分3以上
施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケアなど）	夜間において介護が必要な方や、通所することが困難である自立訓練または就労移行支援の利用者に対し、居住の場を提供するとともに、安定した日常生活が営めるよう支援するサービスです。	生活介護の利用者で、障害支援区分4以上

訓練等給付：自立した生活を営むための訓練、就労に向けた訓練や機会の提供等の

サービス名	サービス内容	対象者
<u>自立訓練（機能訓練）</u>	身体障害者に対し、地域生活を営むことができるよう有期限の支援計画に基づき、身体的リハビリテーション、日常生活に係る訓練等の支援です。	地域生活を営む上で身体機能、生活能力の維持・向上などのために支援が必要な身体障がいのある方
<u>自立訓練（生活訓練）</u>	知的障害者または精神障害者に対し、地域生活を営むことができるよう有期限の支援計画に基づき日常生活能力の向上を目的とする支援です。	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などのために支援が必要な知的障がい・精神障がいのある方
<u>就労移行支援</u>	一般就労を希望する者に対し、有期限の支援計画に基づき知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適正に合った職場への就労・定着を図る支援です。	65歳未満で、一般就労希望し企業への雇用等が見込まれる方
<u>就労継続支援（A型）雇用型</u>	一般企業での雇用が困難な者に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援です。	65歳未満で、事業所において雇用契約に基づく就労が見込まれる方
<u>就労継続支援（B型）非雇用型</u>	一般企業での雇用が困難な者等に対し、一定の賃金のもとで就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援です。	①就労経験がある方で、年齢や体力面で雇用されることが困難となった方 ②就労移行支援で雇用に関わらなかった方 ③50歳に達している方または障害基礎年金1級受給者（①②除く） ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援、A型の継続支援の利用が困難と判断された方（①②③除く）
<u>共同生活援助（グループホーム）</u>	生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している人に対して、共同生活の場で食事の提供や相談等の日常生活上の援助を行うサービスです。	身体障害者、知的障害者、精神障害者

地域活動支援事業：自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにサポートをする事業です。

サービス名	サービス内容	対象者
<u>移動支援事業（地域生活支援事業）</u>	屋外での移動が困難な障害者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時における介護サービスです。	障害支援区分1以上
<u>地域活動支援センター（地域生活支援事業）</u>	就労が困難な障害者が地域活動支援センター等へ通所することにより、創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場を提供するサービスです。	就労が困難な方で、日中活動の場としてセンターへの通所が必要と認められる方
<u>日中一時支援（地域生活支援事業）</u>	保護の必要な障害者（児）の介護家族の負担軽減等のため、放課後や休日等の日中において障害者（児）を一時的に預かるサービスです。	障害支援区分1程度以上

児童福祉法サービス

放課後等デイサービス

- 【対象者】 就学している障害のある児童・生徒（小、中、高校生）であり、授業終了後又は休業日に支援が必要な障がいのある児童・生徒
- 【内容】 ひとりひとりの個別支援計画に基づき、以下の活動を組み合わせて支援が行われています。
- ① 自立支援と日常生活の充実のための活動
 - ② 創作活動
 - ③ 地域交流の機会の提供
 - ④ 余暇の提供